

大野城市ダイレクト型競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 入札参加者の手続の負担軽減，入札事務の効率化を図るため，入札書提出後に，有効な価格の範囲内における最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査して，適格な場合に落札を決定するダイレクト型競争入札（以下「ダイレクト型入札」という。）の実施に関し，必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 ダイレクト型入札は，一般競争入札に付する工事契約のうち，特に市長が必要と認めるものを対象とする。

(入札参加資格の決定)

第3条 ダイレクト型入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）は，大野城市一般競争入札実施要綱（平成8年要綱第11号）に基づき，競争参加資格委員会又は指名業者選考委員会の議を経て決定する。

(入札公告)

第4条 ダイレクト型入札の公告（以下「入札公告」という。）は，市長が指定する場所及びインターネットを利用して公告するものとする。

(入札関連資料の配布)

第5条 ダイレクト型入札に関する資料は，財政課窓口において配布する。

(設計図書の閲覧)

第6条 設計図書は，財政課窓口に備え置き，閲覧に供するものとする。

(入札参加者表明)

第7条 ダイレクト型入札に参加しようとする者は，入札参加表明書（様式第1号）を提出しなければならない。

(入札参加者の決定)

第8条 ダイレクト型入札の参加者（以下「入札参加者」という。）は，入札参加表明書を提出した者を競争参加資格委員会又は指名業者選考委員会に諮り，議を経て決定する。

(工事費内訳書の提出)

第9条 入札参加者は，工事費内訳書を入札書と併せて提出しなければならない。

(開札)

第10条 開札は，入札公告で指定した開札日時，開札場所において行う。

2 開札後，落札候補者を発表し，後日資格審査を行った上落札決定する旨を宣言する。

3 開札の結果，同価入札によるくじとなった場合は，同価入札を行った入札参加者全員の入札参加資格確認書の提出を求め，入札参加資格の審査を行ったのち，入札参加資格を満たしていることを確認し，後日改めて入札参加資格を満たしている同価入札を行った入札参加者全員を集めてくじを引くこととする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第11条 財政課長は，開札後落札候補者に連絡し，ダイレクト型競争入札参加資格確認書（様式第2号）に参加資格を有することを証する書類を添付して，提出を求めるものとする。

2 入札参加資格確認書類は，提示を指示した日から起算して原則として3日以内（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等という。」を除く。）に提出しなければならないものとする。ただし，入札公告に別に定めがある場合は，この限りでない。

3 落札候補者が期間内に入札参加資格確認書類を提出しないとき又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは，当該落札候補者のした入札は，入札参加資格のない者のした入札とみなし，無効とする。

(入札参加資格の審査)

第12条 財政課長は，入札公告等に示した入札参加条件に基づき，落札として有効な価格の範囲内に

- おける最低価格を提示した落札候補者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- 2 前項の審査は、入札書及び第9条の内容に基づき提出された書類により行うものとする。
 - 3 入札参加資格の審査は、入札参加資格確認書類の提出期限の日から起算して原則として3日以内（休日等を除く。）に行う。
 - 4 資格審査は、入札公告等に掲げる参加資格要件に照らして、入札書及び提出書類が要件に合致しているかどうかを審査するものとする。
（落札決定又は入札参加要件不適合の決定）

第13条 財政課長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることを確認した場合は、落札を決定する。

- 2 落札者に対しては、電話等で連絡をとり、契約締結に必要な書類の提出を指示する。
- 3 落札候補者が入札資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第3号）を送付する。
- 4 落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、参加資格がないものとみなす。この場合において、落札候補者は、通知を受けた日を含め3日以内（休日等を除く。）に、書面によりその理由について説明を求めることができるものとし、回答は説明を求められた日を含め、3日以内（休日等を除く。）に書面で行うものとする。
（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月27日から施行する。

附 則（平成19年要領第4号）

この要領は、平成19年10月4日から施行する。